

競争入札心得（各種業務）

(総則)

第1条 北海道が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

見だ供約を
に、ん提契付
前を保険納
行額担証部
執当る保一
札相え札は
入）代入又
は。う。にる部
は。う。にる部
て「をには
れ下金間き
さ（証のと
除（保とた
免税札社し
を費入会出
付消の險提
納方上保を
の地以、券
金び額し証
証及るだ險
保税すた保
札費当。証
（入消相ん保
者額5ま入
加金のり該
参約分な当
札契100ば、す。
入た100れしま
ののけ結し
第2条も）な締除
第2積額しを免

2 前項の入札保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保としての定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するとき
は、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してく
ださい。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

6 第下送配信す明
第法以り、般定証
条同（よし一規定
2 は便にきるに配
第く書等書す号ち
し）信便朱定4う
9 者若る郵と規第の
9 者すを」に条務
第業定書書札3役ん。
律事規札札6第のせ
法便に入札法便ま
年書項の）条同書り
14 信2項称2は信な
成定第前名第くるば
平特条、の律しすれ
（る2て務法若定め
律す第い業者規な
法定法お託す業にし
する規同に委関事項出
すにる合（に便2提
關項よ場「達書第で
に9にるに送信条の
達第者め箇の定2も
送条業認封書特第る
の同事をの信る法め
書、便札そるす同定
信者書入、よ定るが
る業信るはに規す事
よ事国よ業者に供知
に便外による業項提
者書る）す事9のし
業信す。と問第者と
事一般定うう民条業の
間一規いよは同事も
民るにとし又、便る
はす号」札便者書ず
又定4等入郵便信準
便規第便て明事外国に
郵便に条郵し証便外便

2 項3「付達書る郵便

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

[illegible]

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条に「入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。」

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書の記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金その納付又は同一事項に代え担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一代り人が2人以上の者による入札のときの入札
- (6) 入札者が同一事項について入札をしたときの双方の入札
- (7) 郵便等に よる入札で所定の日時まで到着しなかったもの
- (8) 無権代理人がした入札
- (9) 入札に限る。入札に不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなつたものに限る。）
- (10) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札
- (12)

(開札)

第 8 条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに開札の場に参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人は、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。
また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)
第10条の2 有効な入札をした者を落札者とし、その最低価格で入札をさせた者を落札者と定める。ただし、この場合、最低価格は、当該入札事務に於ける最良かつ唯一の相場と認められるものとする。

第11条 開札の結果、次各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を、落札者としなければならない。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とし、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約終結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

第13条 落札の者が当該契約を締結し、よばるとするまじき、は、ただし、決定の通知を受けるに当たっては、かかる日約

(2) 契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には支出負担行為担当者が電

第14条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により北海道議会（以下「議会」という。）の議決を要する事件とされているので、落札社を決定した場合は仮契約を締結し、北

~~せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請~~

第15条 落札者が暴行等による公共事業等から除外する措置を講じることは、当該落札者とは契約の締結を行ないません。

において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

第16条 落札者が当該入札に係る契約を終結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。

約金を道に納付しなければなりません。
(契約保証金等)

契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険

2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）でん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあっては、契約期間の始期

し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するとき

第18条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

第19条（入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。）

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第20条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第22条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。